

令和 7 年 6 月 30 日
長 崎 県 水 産 部

くろまぐろの割当量の融通について

壱岐市漁業協同組合長会及び対馬市漁業協同組合長会から、長崎県資源管理方針別紙 1－1 第 5 及び同別紙 1－2 第 4 の別に定める「くろまぐろ」について（令和 7 年 6 月 30 日変更）（以下、「県計画」という）第 3 の 6 の規定に基づき海区間の割当量の融通について協議が調った旨の報告がありましたので、その内容を公表します。

<融通前>

県計画第 3 の 2 の②に定める割当量について

	漁船漁業の割当量	定置漁業の割当量	小計
壱岐海区の大型魚割当量	230.681 トン	26.544 トン	257.225 トン
対馬海区の大型魚割当量	11.747 トン	24.428 トン	36.175 トン

<融通後>

県計画第 3 の 2 の②に定める割当量について

	漁船漁業の割当量	定置漁業の割当量	小計
壱岐海区の大型魚割当量	233.940 トン	26.544 トン	260.484 トン
対馬海区の大型魚割当量	8.488 トン	24.428 トン	32.916 トン